

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：（株）ADKマーケティング・ソリューションズ
住所：東京都港区虎ノ門1丁目23番1号

2. 指名停止措置期間 自 令和7年9月5日 2ヶ月
 至 令和7年11月4日

3. 事実概要

（株）ADKマーケティング・ソリューションズは、公正取引委員会により、令和7年6月23日、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務等において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして公表された。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第5号に該当する。

＜指名停止措置要領別表第2第5号＞

措置要件	期間
（独占禁止法違反行為） 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 山岸 宏司
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564